

## 中遠地域自立支援協議会ホームページ運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、中遠地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の活動内容を他地域へ発信および、活動記録保存、また協議会に参加する機関・団体における情報共有を目的として、「中遠地域自立支援協議会ホームページ」（以下「ホームページ」という。）の運営および運用について必要な事項を定める。

### (運営管理体制)

第2条 ホームページの運営および管理に当たっては、事務局会議にてホームページ管理責任者を1名指名し、「中遠地域自立支援協議会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）第6条にある幹事会にて承認を受ける必要がある。

2 ホームページ管理者は、ホームページの運営等の管理及び情報の管理・調整等を行う。

3 この要領に定めるもののほか、ホームページの運営・管理に関し、協議会事務局が連携し円滑に行うものとする。

### (コンテンツの掲載)

第3条 ホームページコンテンツは、第1条の目的に沿ったものであるとともに、守秘義務、著作権、個人情報保護に関する法令等に反するものであってはならない。

2 ホームページに新規コンテンツを掲載しようとする場合、事務局会議にて内容を検討したうえで、設置要綱第6条にある幹事会にて承認を受ける必要がある。

3 ホームページに掲載する情報は、可能な限り迅速かつ新鮮な情報提供に努めなければならない。

### (相談・苦情等)

第4条 掲載した情報およびコンテンツに関し、利用者からの問い合わせ、相談、苦情等の申し出があった場合、事務局会議にて内容を検討し、必要に応じた対処をおこなう。

### (著作権等)

第5条 ホームページに掲載している文章、写真等の著作権は、原則として協議会が所有する。この場合、著作物にはその旨を表示する。

(個人情報保護)

第6条 個人情報とは、特定の個人として識別または照合できるものをいい、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、メールアドレスを対象とする。また、この情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。ただし、参加している事業所の情報についてはこの限りではない。

2 ホームページに掲載する個人情報については、本人の許諾を原則とする。

(他のホームページ等とのリンク)

第7条 ホームページに他のホームページ等のリンクをすることができる。

2 前項によりリンクするホームページは、各号に定めるもの、および要請のあったものとする。

- (1) 協議会に参加している事業所・団体
- (2) 福祉関連団体、関連事業所
- (3) 公共団体、政府機関
- (4) 協議会が認めたもの

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。